

専門医にゆーす No. 4

昨今の専門医制度を巡る幾つかの大きな動きはご存知のことと思いますが、世の中の専門医に対する思いに加え、専門医制度評価・認定機構からも、各学会の専門医制度に対して多くの要望・制約が課せられつつあります。この為小児科学会としても小児科専門医制度維持のため幾つかの制度変更を進めてまいりました。

総合小児科医とでも呼ぶべき、小児一般診療を高いレベルで実践できる医師を育てることが小児科学会専門医制度の目的であります。より良い研修制度確立のため、中央資格認定委員会・専門医制度充実プロジェクトなどで検討を重ね、研修制度の変更に伴う「小児科専門医制度に関する規則」の変更をこの4月の総会に諮り承認されました。

「小児科専門医制度に関する規則」では、専門医研修施設は、

- ①小児医療全般の研修を行う施設であり疾患のバラエティーに富むことが必須で、
- ②余裕を持って研修医指導が出来る体制として最低3名以上の小児科専門医の常勤が必須です。
- ③その他の施設認定基準も以前からのものとほぼ同じで、特別の変更はありません（規則別添2）。

以下の部分が今回の規則変更の主たる部分であります。

①専門医研修支援施設（専門医研修施設の中で、小児科専門医が6名以上常勤しているなど、より指導に余裕をもてる研修施設）を申請に基づき認定し（規則別添3）

②専門医研修のカリキュラム作成は、専門医研修施設が、予め登録した支援施設と協議し、作成するものであり、研修医はその専門医研修期間中に、通算6か月間以上の当該支援施設での研修が必須となります。

以下に規則変更に伴う運用などに関してQ&Aの形でまとめましたので、ご確認ください。また、「小児科専門医制度に関する規則・同施行細則」の全文は日誌112巻5号および会員専用HPに掲載されています。

専門医研修支援施設に関するQ&A

Q1. 現在専門医研修施設の認定を受けている病院は、今度の改正でどうなるのでしょうか？

A1. 認定基準に変わりは無いので今までどおりです。何等変更はありません。

Q2. 専門医研修関連施設の条件などは変わるのでしょうか？

A2. 専門医研修関連施設は、専門医研修カリキュラムの中で必要と思われる他施設での研修を行うために、専門医研修施設がその施設を関連施設として事前に届けるものです。そこには特別な資格・基準などはありません。従来どおりで変更はありません。

Q3. 現在研修中の研修医にも適応される制度ですか？

A3. 平成21年3月に医学部を卒業(国試合格)する方たちから適用されます。従って現在の制度のままならば、平成23年度からの専門医研修に適用されます。

ただし、平成26年以降に専門医試験を受験される方たちは、卒業年度にかかわらず、研修支援施設での研修が必要です。

Q4. 支援施設の認定はどうすれば貰えるのでしょうか？

A4. 専門医研修支援施設認定申請書を地区委員会へ提出し、地区および中央資格認定委員会で審査のうえ認定いたします。認定申請は初回を除き、専門医研修施設認定申請と同時・同様に行います。

Q5. 支援施設認定を受けた後は、特別な更新手続きが必要ですか？

A5. 専門医研修施設の認定更新と同時に支援施設としての更新手続きも行っていただきます。

Q6. 支援施設認定を受けた後で、常勤医移動・小児病床の変更などで認定条件を満たさなくなったときはどうなるのでしょうか？

A6. 実態として研修・教育に支障をきたさない程度の短期間の一時的問題ならば、地区委員会と相談の上認定継続となるのですが、長期間に亘る場合には認定取り消しになる可能性もあります。所属する研修医（支援する研修施設所属の研修医を含め）の受験資格に関係する問題となりますので、その都度速やかに地区委員会と相談することが必要となります。

Q7. 研修カリキュラム作成を専門医研修施設、専門医研修支援施設が協議し作成する必要があるとのことですが？

A7. 研修医が所属する専門医研修施設と、その支援施設で、お互いの役割を明確にした研修カリキュラムの作成が要求されます。転居を含む個人的理由などから複数の専門医研修施設に所属することとなる研修医も予想され、こまめにそれぞれの期間毎のカリキュラムを作成してください。